

令和6年度
北本市観光協会任期付職員
募集案内

一般事務 1人

<雇用期間>

令和6年5月1日（水）から

令和7年3月31日（月）まで

<1次試験> 書類・作文審査

<2次試験> 面接審査

2次試験日 令和6年4月18日（木）

<受付期間（窓口・郵送）>

令和6年4月1日（月）から12日（金）*17時必着

1 募集職種・採用予定人員

一般事務 1人

(主に観光情報の発信・管理、観光イベント企画・運営業務、その他協会運営・管理全般に従事。)

2 応募資格

次の要件を満たす人

- (1) PCによる基本的な事務業務が可能な方
- (2) 観光の振興に図る活動に興味のある方
- (3) 普通自動車運転免許を有する方
- (4) 次に該当する方は応募できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は、これに加入した人

3 選考方法・日程等

1次選考 書類・作文選考

2次選考 書類選考の結果、選考を通過した方は下記の日程で2次試験に参加いただきます。

試験方法	試験時間	試験日	試験会場
面接試験	20分程度	令和6年4月18日(木) 午後2時集合	北本市観光協会

4 応募方法

(1) 提出書類

1 受験申込書	指定の用紙に、必要事項を記入してください。
2 整理票・受験票	整理票と受験票は <u>切り離さず</u> に提出してください。 (指定の位置に顔写真を貼付してください。)
3 作文	「北本市の観光について」がテーマの作文を提出してください。 (別添書式・800字以内)
4 返信用封筒	長3サイズ(縦23.5cm、横12cm)の封筒に、84円切手を貼り、返信用のあて先を記入してください。(切手が無いものは受付いたしません。)

(2) 提出方法

郵送による申込	受付期間	令和6年4月1日(月)から12日(金) *17時必着
	郵送先	〒364-0035 埼玉県北本市西高尾1-249 北本市観光協会職員担当 (*封筒の表に「任期付職員採用試験」と朱書してください。)
持参による申込	受付期間	令和6年4月1日(月)から12日(金)17時まで
	受付時間	午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く。)
	受付場所	北本市観光協会 職員担当

*書類不備のもの、受付期間を過ぎたものについては受理できません。

* 提出された書類に記載された個人情報、採用に関する事務以外には使用しません。

提出された書類は返却いたしません。

5 合格から採用まで

- (1) 受験資格がない場合や、申込書の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (2) 試験結果は、面接試験実施後、郵送で通知します。可否に関する問い合わせにはお答えできません。
- (3) 採用試験の合格者は、令和6年5月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで採用します。
- (4) 任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）については、原則として正規職員と同様の扱いとなります。
- (5) 任期付職員の採用は、北本市観光協会の正規職員（任期の定めのない職員）としての採用と無関係であり、この他に職員採用の際に優先されるものではありません。

6 勤務条件

- (1) 雇用期間

令和6年5月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで

- (2) 業務内容

エクセルやワードを使い、主に観光イベントの企画・運営事業に従事します。土日祝日

に北本市内外で行われるイベントへの参加、その他、観光協会事業全般についても従事することもあります。

(3) 勤務時間

原則、1週間あたり4日間（月曜日から金曜日まで）で午前9時から午後6時まで所定労働時間8時間の勤務となります。ただし、業務によっては土曜日及び日曜日、祝日の勤務命令もあります。また、必要に応じて残業の命令もあります。

(4) 休暇

北本市観光協会職員の就業規則に基づき、夏季休暇、年末年始休暇、年次有給休暇、特別休暇（結婚・忌引等）があります。

(5) 就業場所

北本市観光協会 観光情報発信館（北本市西高尾1-249）

(6) 加入保険

社会保険、雇用保険

7 給与等

給 与（月額）	「北本市職員の給与に関する条例」に準じて決定します。
手 当	通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、賞与等が支給条件に応じて支給されます。

【お問い合わせ】

北本市観光協会 職員担当

〒364-0035 北本市西高尾 1-2 4 9

電話 048-591-1473

ホームページ <http://www.machikan.com>